

【手形・小切手の基礎知識 ①】

お金に代わる働きをする手形・小切手



経済社会で活躍する小切手と手形

日々の買い物では、ふつうは品物と引替えに、お金(現金)を支払います。ところが企業同士の取引では、小切手や手形がお金の代わりに使われることが多いのです。

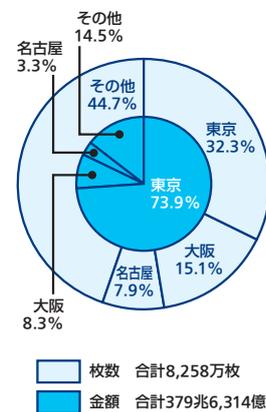
平成23年中に日本国内で使われた小切手や手形の総額は約379兆6,314億円に達します*1。日本国内の現金の総額は約85兆47億円*2ですから、いかに多くの取引が小切手と手形で行われているかがわかります。

なお、小切手も手形も基本的な性格や銀行での取扱いに共通する部分が少なくないことから、小切手と手形を一緒にして、慣行的に「手形・小切手」と呼んでいます。

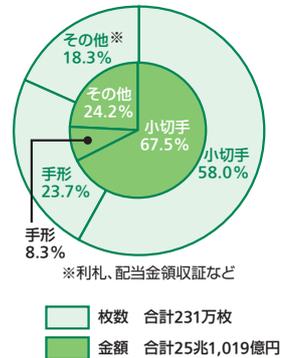
*1) 出典：全国銀行協会ホームページ (<http://www.zenginkyo.or.jp/stat/>) この数字は全国の法務大臣指定の手形交換所(P30参照)で交換された手形・小切手などの総額です。実際には手形交換所を経由せずに銀行内で処理される手形・小切手(行内交換手形)もありますので(P28参照)、金額はさらに大きくなります。

*2) 平成24年2月末現在(出典：日本銀行「金融経済統計」)

全国手形交換高の交換所別内訳 (平成23年中、法務大臣指定の119交換所)



交換証券の種類別内訳 (平成23年3月中、東京手形交換所)



なぜ、お金の代わりに…

小切手も手形も、見たところ1枚の紙にすぎません。ところが、そこに¥1,000,000と書かれていれば100万円の、¥100,000,000と書かれていれば1億円のお金に代わる働きをします。

なぜ1枚の紙がお金の代わりになるのでしょうか？まずは小切手の基本的な仕組みを例に、その理由を考えてみましょう。



小切手の仕組み

リスが家を建ててほしいとキツツキに頼んだとします。その建設代金は、現金で支払ってもいいのですが、大金を持ち歩くのは心配ですし、数え間違ふかもしれません。そこでリスは、現金での支払いに必要な頭金のお金(250万円)を全額、あらかじめ自分の取引銀行に預けておきます。そして、キツツキには、その銀行へ代金を受取りに行くようお願いし、銀行には「私の預金の中から250万円をキツツキさんに支払ってください」と頼んでおきます。

このようにしておき、その後、キツツキが銀行へ行ってお金を受取れば、リスがキツツキにお金を払ったこととなります。ただ、この仕組みには、少し問題があります。まず、キツツキとしては、「銀行で250万円を払います」というリスの口約束だけでは証拠が

残らないので、安心して工事に取りかかれません。また、銀行としても、お金を受取りにきた人が、本当に大工のキツツキなのかわかりません。

そこで、リスが「全国ペンギン銀行殿、この紙を持参した人に、私の預金の中から250万円を支払ってください」と1枚の紙に書き、自分の名前を書いて(これを署名といいます:P22参照)キツツキに渡します。こうすることで250万円を支払うということが証拠として確実になります。原理的にいうと、この証拠となる紙が小切手なのです。

キツツキは、このような小切手と引替えなら、安心して工事ができますし、銀行も証拠の紙を持ってきた人に安心してお金を支払えます。このように、小切手はお金の代わりになるのです。

小切手の基本的な流れ

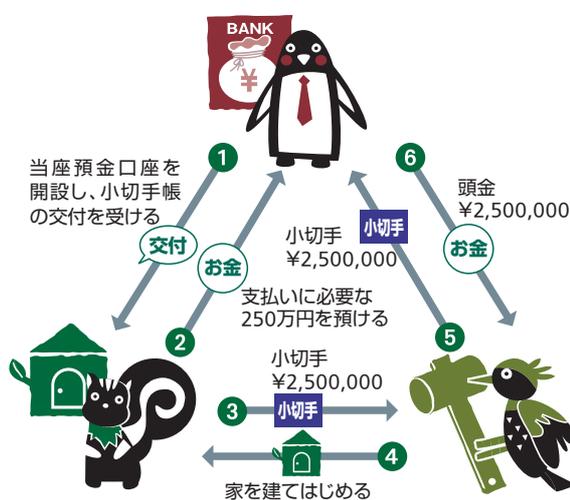
リスは、銀行に当座預金口座(P7参照)を開設し、小切手帳(P13参照)の交付を受けます(①)。

リスは、支払いに必要な250万円を銀行に預けます(②)。

リスは、キツツキに小切手を渡し(③)、家を建てはじめてもらいます(④)。

キツツキはリスの取引銀行に小切手を持って行きます(⑤)。

銀行は小切手と引替えに、リスの預金口座からキツツキに250万円を支払います(⑥)。



手形の仕組み

手形には、約束手形と為替手形^{かわせ}とがあり、小切手と同様にお金に代わる働きをしています。ただし、手形と小切手では大きな違いがあります。

P6の「小切手の仕組み」の例では、リスはキツツキに支払う250万円を持っていて、小切手を振り出す時点では銀行に預けていました。これに対して、キツツキは、リスの家を建てる木材をゴリラから買う時点ではお金がなく、銀行に預けておけません。そこで、キツツキは「(約3か月後の)平成24年7月20日に、1,000万円を全国ペンギン銀行小鳥支店で支払うことをお約束します」と書き、署名した紙(約束手形)をゴリラに渡すことでゴリラから木材を売ってもらいます。そして

3か月後にリスから受取った建設代金によりゴリラに支払うのです。このように「今はお金がないけれど、近い将来確実にお金が入ってくるので、それで支払いができる」というときに使うのが約束手形です。

手形と小切手の大きな違いは、小切手は買い物(取引)をするとき、支払いに必要なお金を銀行に預けておかなければならないのに対し、約束手形は支払いが先になるので、買い物のお金がお金にならなくてもかまわない、という点です。

なお、以上の説明は約束手形の場合です。為替手形がどのように使われるかは、「為替手形の基本を知ろう」(P17~P18)を参照してください。

約束手形の基本的な流れ

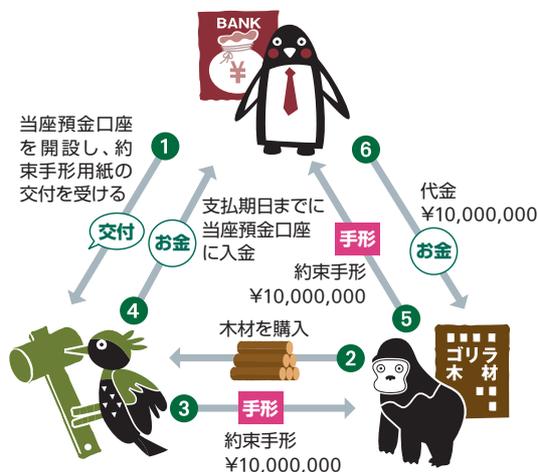
キツツキは、銀行に当座預金口座を開設し、約束手形(P16参照)の交付を受けます(①)。

キツツキは、ゴリラ木材から1,000万円で購入し(②)、その代金を約束手形で支払います(③)。

キツツキは支払期日までに1,000万円を自分の取引銀行に預けます(④)。

支払期日がきて、ゴリラがキツツキの取引銀行に手形を持って行きます(⑤)。

銀行は手形と引替えに、キツツキの預金口座からゴリラに1,000万円を支払います(⑥)。



手形・小切手と当座預金

P3の約束手形を見てください。これは、キツツキが、平成24年7月20日に1,000万円を、支払場所として記載されている「全国ペンギン銀行小鳥支店」で支払うというものです。といっても、キツツキが7月20日にその支店に出向いて支払うわけではなく、その支店がキツツキに代わって支払います。これは、キツツキが、事前にその支店に対し、「自分が振り出した手形(小切手)については、自分に代わって支払ってほしい」と委託する契約を結んでいるからです。この契約を当座勘定契約^{どうざかんじょう}といい、その契約に基づき振出人(キツツキ)が銀行(全国ペンギン銀行小鳥支店)に預けたお金を当座預金といいます。手形・小切手を振り出すには、このように、まず、当座勘定契約と当座預金とが必要になります。

なお、ゴリラとしても、実際のところは、支払場所として記載されているキツツキの取引銀行に手形を持って

行くわけではありません。ゴリラは自分の取引銀行に手形を持って行くのです(「取立の委任」:P27参照)。これは、ゴリラのいる場所とキツツキの取引銀行が離れていた場合に、ゴリラがキツツキの取引銀行に行くのは大変だからです。そして、手形を受取ったゴリラの取引銀行は、ゴリラに代わってキツツキの取引銀行に支払のための呈示(P27参照)をします(この仕組みは小切手も同じです)。

小切手・約束手形の特徴

- ① どんなに大きな金額でも1枚の紙で済むので、持ち運びに便利。
- ② いちいちお金を数える必要がないので、支払う人も受取る人も手間が省ける。
- ③ 紛失や盗難などがあった場合も、被害を防ぎやすい。
- ④ 銀行に支払いの記録が残るので、経理上役に立つ。
- ⑤ 手元にお金を置いておく必要がないので安全。
- ⑥ 現金の数え間違いを防げる。 など

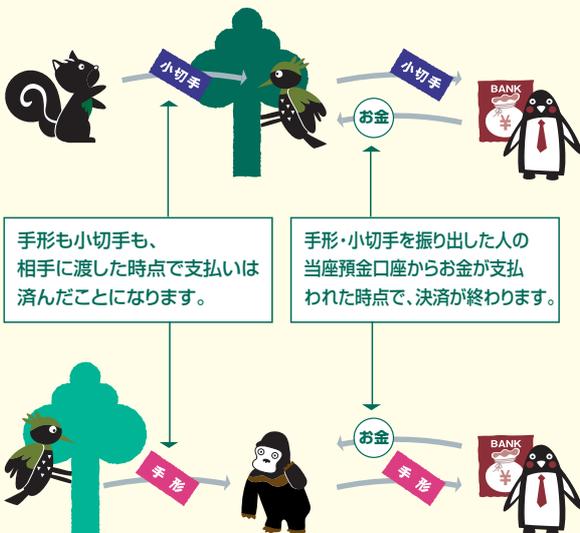
支払いと決済

●支払いと決済の違い

私たちは毎日いろいろな取引をし、その結果として支払いと決済(P4参照)をしています。厳密に言えば支払いと決済は異なります。

たとえばスーパーやコンビニで買い物をしたら、ふつうは現金で代金を支払いますが、この場合には、取引(買い物)のときに支払いと決済が行われています。一方、買い物をした代金をクレジットカードで支払った場合、支払いは買い物の時点で行われますが、翌月以降に銀行の預金口座から代金が引き落とされるまでは、決済は済んだことになりません。

このように、取引の場面によっては支払いと決済が同時に行われない場合があり、小切手や手形はその典型的な例です。



●支払手段として使われるもの

支払いに使われる手段として真っ先にイメージするのは、お札や硬貨などの現金でしょうが、それ以外にも、銀行預金をもとにした支払手段がたくさんあります。電気、水道、ガスなどの公共料金の代金を、銀行預金の口座振替にしている人は多いでしょうし、また、旅行代金などを預金口座からの振込で支払うことも、日常的に行われています。私たちは、ふだんは意識していませんが、この口座振替・振込が支払手段です。実は手形・小切手も、銀行預金をもとにした支払手段なのです。

●大部分の決済で預金が用いられている理由

支払手段には現金の他、口座振替、振込、手形・小切手、そしてクレジットカード、また、現在では、デビットカードやプリペイドカードなどもあります。

しかし、決済の手段は現金以外には預金しかありません。そして、多くの場面で預金によって決済が行われています。これは、日々の買い物なら、その場で現金で支払って決済をすればよいのですが、支払地が遠かったり、支払う金額が大きかったら、現金を届けに行く途中で落とすかもしれませんし、運搬時間も交通費もかかるからです。また、盗難の心配もありますし、受取るほうも、現金では数えるのが大変なばかりでなく、数え間違いをするかもしれません。そのため、多くの人は、少額決済以外は、銀行預金を用いて決済をしているのです。

銀行の大きな役割のひとつがここにあります。銀行は、預金口座*という決済手段を個人や企業などのお客さまに提供するとともに、その預金口座に対する入金、引落としという手続きを通じて、決済や資金移動に関する業務を日々行うことで、経済社会全体を支えているのです。

*ここでいう預金口座とは、普通預金や当座預金などのことで、請求(要求)すればいつでも引出せる預金であることから、要求払預金と呼ばれています。



手形・小切手の仕組みを支えている信用

小切手は当座預金残高があることを前提に振り出すわけですが、実際には、振出の時点ではその残高がないというケースもあります。一方、手形の場合には、もともと振出の時点では、その手形の支払にあてる当座預金残高がないことが前提となっています。にもかかわらず、そうした小切手や手形がきちんと受取られていくのはなぜでしょうか？ それは、受取人が、手形・小切手の振出人を信用していて、きちんと支払って(決済して)くれると信頼しているからです。逆にいうと、振出人が信用できない場合には、その振出人が振り出した手形・小切手を受取る人はいません。このように、手形・小切手が使われるためには、振出人・受取人間の信用が必須なのです。

【手形・小切手の基礎知識 ②】 手形・小切手の法律



一人歩きをする手形・小切手

手形・小切手を受取った人は、振り出した人の承諾を得ることなしに、その手形・小切手を他の人に渡して代金の支払いなどに使うことができます。これを、手形・小切手の譲渡じょうと(P25参照)といいます。このように、いったん振り出された手形・小切手は振り出した人の知らないうちに、人から人へと渡って行くことが

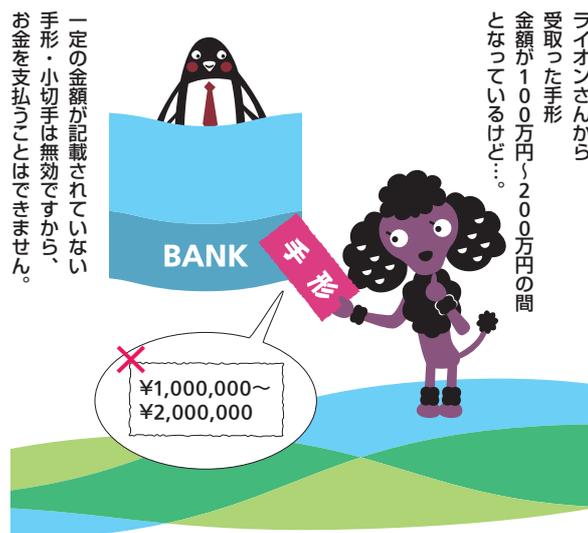
あります。つまり、一人歩きをするようになります。

これが手形・小切手の大きな特色です。この特色もあって、手形・小切手はお金の代わりに使われるのです。この性格をしっかりと覚えておくことは、手形・小切手に関する法律をよく理解するためにも大切です。

手形法と小切手法

手形は「手形法」、小切手は「小切手法」という法律によって、それぞれ、どのように作成すればいいか、どのようにして支払いを受けることができるかなどが定められています。この法律の規定に違反すると、その手形・小切手は無効になったり、お金を支払ってもらえなかったりします。

たとえば手形・小切手の表面には「一定の金額」が記載されていなければならないことが法律で定められています。したがって、たとえば「¥1,000,000～¥2,000,000」と書かれた手形・小切手は無効となり、お金の支払いを受けられません。このような手形・小切手は、受取った人が実際にいくら支払ってもらえるかわからず、銀行もいくら支払ってよいかわからないからです。



手形・小切手は書いてあることが絶対

手形法・小切手法は、知らない人同士のお金の支払いと受取りがスムーズにいくように、手形・小切手という証券の法律関係を定めたもので、手形・小切手をめぐる権利・義務の内容はもっぱら手形・小切手上の記載によって決まります。そのため、手形・小切手の振出人は、記載されたとおりに支払わなければならないこととなります。この性格を「文言証券性」といいます。

たとえば¥100,000と書くつもりで、うっかり¥1,000,000と書いてしまうと、その手形や小切手は10万円ではなく、100万円として通用することになります。取引相手に渡してすぐに間違いに気付けば、その場で10万円のものを取り替えてもらうこともできますが、別の人に譲渡(P25参照)された後では、書いたとおりに100万円を支払わなければなりません。

これは厳し過ぎるようですが、もし間違いを認めて、¥1,000,000と書いてあっても10万円を支払うだけでよいことにすると、今度は、間違いと知らずにその手形・小切手を受取った人が迷惑します。そうなると人々は手形や小切手を受取るのを嫌がるようになり、ついには手形・小切手による経済活動がストップしてしまうことにもなりかねません。そこで、手形・小切手に書かれてあることには、一見厳し過ぎるほどの意味を持たせているのです。また、金額だけでなく、振出人の署名、手形の支払期日なども、いったん記入されると非常に強い意味を持ち、記入した本人とは無関係に一人歩きすることになります（なお、記載事項を誤った場合についてはP24を参照してください）。



「手形・小切手」と「定期預金証書」の違い

手形・小切手は、100万円なら100万円という一定のお金の支払いを目的とした証券です。逆に言うと、それを持っている人(所持人)には、その額の支払いを受ける権利があります。この性格は、定期預金作成時に交付される定期預金証書と比較するとはっきりします。

定期預金証書は、かりに紛失しても、預金があることを証明できれば、決められた日に、原則として銀行から支払いを受けられます。一方、手形・小切手は、その現物と引替えでな

ければ、原則として支払いを受けられません。つまり、手形・小切手は、そのもの自体が支払いを受ける権利と結び付いていて、手形・小切手の所持人が支払いを受ける権利を持っているとみなされるのです。

このように、手形・小切手は、表示された金額の支払いを受ける権利がある証券、つまり、それ自体に価値が有る証券という意味で「有価証券」と呼ばれています。

法律で決められた手形・小切手の記載事項

手形・小切手は、そこに書かれてあることが絶対とみなされるため、どのようなことが書かれていなければならないかが、手形法・小切手法で明確に定められています。そして、その記載がないと手形・小切手としての効力を生じない事項を「必要的記載事項」といい、右の表にまとめてあります。

どの項目が手形・小切手のどこに書かれてあるか、右ページの見本で確かめてみましょう。

手形・小切手の必要的記載事項

小切手

- 1 小切手であることを示す文字
- 2 一定金額の単純な支払委託文句
- 3 支払人(金融機関の名称)
- 4 支払地(支払人の住所)
- 5 振出日
- 6 振出地
- 7 振出人の署名

統一手形・小切手用紙

必要的記載事項が完全に記載されていれば、どんな紙にどんな形式で書かれていようと、法律的には有効です。しかし、振り出す人によって、サイズや文章などの細かな点が違っていたのでは、それが本当に有効な手形・小切手であるか判断が難しく、受取る人には不安です。銀行の取扱いも複雑になり、スムーズに処理ができなくなります。

そこで、銀行をはじめ、日本中の金融機関は、手形・小切手の規格や様式を統一し、誰にでも簡単に記載でき、安心して受取ることができるようにしています。銀行で交付されるのがこの「統一手形用紙」「統一小切手用紙」*です(P33~P34参照)。

統一手形用紙や統一小切手用紙以外の用紙を使った手形や小切手は、銀行で取扱わない(支払いが受けられない)ので不便ですし、信用もないので、法律的には有効であっても、実際にはほとんど使われません。

*手形は昭和40年(1965年)12月から、小切手は昭和43年(1968年)11月から統一用紙が制定されています。

約束手形

- 1 約束手形であることを示す文字
- 2 一定金額の単純な支払約束手文句
- 3 支払期日
- 4 支払地
- 5 受取人またはその指図人
- 6 振出日
- 7 振出地
- 8 振出人の署名

為替手形

- 1 為替手形であることを示す文字
- 2 一定金額の単純な支払委託文句
- 3 支払人(引受人)の名称
- 4 支払期日
- 5 支払地
- 6 受取人またはその指図人
- 7 振出日
- 8 振出地
- 9 振出人の署名

※太字は、振出などのときに自分で記載しなければならない事項です。それ以外の項目は統一手形用紙、統一小切手用紙に事前に印刷されているため、自分で記載する必要はありません。



だいさんしゃがたばらい 「第三者方払」と「支払銀行」

小切手の必要的記載事項には、「支払人(金融機関の名称)」というのがあります。これは、小切手の支払人は、ふつうの企業とか個人ではなく、金融機関でなければならないと小切手法で規定されているからです。

では、約束手形・為替手形の必要的記載事項に金融機関の名称が出てくるかという、どこにも出てきません。ただ、右のページの約束手形の見本を見てください。「支払場所」として「全国ペンギン銀行小鳥支店」の名称が出てきます。これは、約束手形というのは、元々は振出人が自分の営業所とか自宅で支払うのが基本なのですが、それと面

倒なので、支払いを振出人以外の者に委託することができますとされているからです(これを「第三者方払」といいます)。そして、「第三者方払」文句は、手形面に記載しても記載しなくてもいい「任意的記載事項」になっています。そのため、手形の必要的記載事項には金融機関の名称が出てこないというわけです。しかし、統一手形用紙は金融機関が発行するものなので、そこには、「第三者方払」文句として、金融機関の名称が必ず印刷されています。

なお、右ページの手形・小切手で、★印をつけたところを総称して「支払銀行」といいます。

【手形・小切手の基礎知識 ③】

小切手の基本を知ろう



小切手の見本

右ページの小切手は、リス(振出人**D**)が「この小切手を持参した人に、この手形と引替えに250万円(金額**B**)を支払ってください」と、全国ペンギン銀行動物の森支店(支払地**A**)に依頼したものです。小切手の場合、振出人は「支払を委託(依頼)する者」になります。

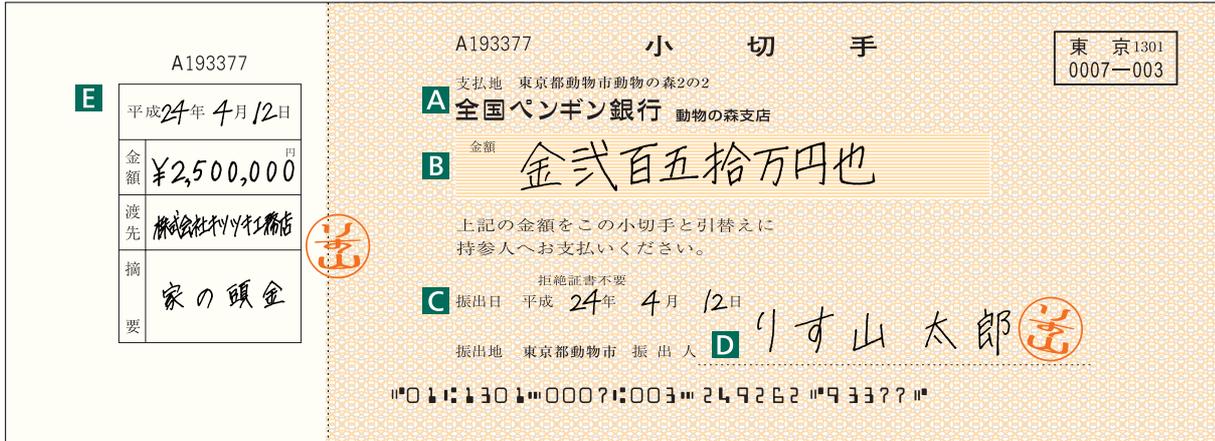
P6で説明したように、この小切手を持っている人(所持人)が、支払地の全国ペンギン銀行動物の森支店に持って行けば、原理的には、リスの預金から250万円を支払ってもらえます。ただし、実際には、小切手の持参人が不正な所持人かもしれないので、全国ペンギン銀行動物の森支店は、持参した人に直接支払わないのがふつうです。このため所持人は、一般的には、自分の取引銀行に小切手の取立を依頼します(P27参照)。

小切手を振り出すには

小切手を振り出す*ためには、銀行に当座預金口座を開設する必要があります(P7参照)。当座預金口座を開設すると、小切手用紙(P11参照)をつづった小切手帳が交付されます(P21参照)。

小切手を振り出すときは、小切手用紙のうち、見本の**B**、**C**の部分に必要事項を記入し、**D**のところに署名します。そして実務上は**E**に所定の事項を記載し、点線(ミシン目)部分にハンコを押して、ミシン目から切り離し、右側の部分を相手に渡します。なお、左側の部分は振出人の控えとなります。

* 振出については、詳しくは「手形・小切手の振出」(P21~P24)を参照してください。



※金額欄の記入はチェックライター(P21参照)で行うのがふつうです。

小切手は当座預金をもとにして振り出す

小切手の振出は、当座預金に残高があることが前提になります。これが後で述べる手形と違う点です。振出人はその小切手の所持人から支払を求められたとき、いつでも小切手に記載された金額を支払わなければなりません。このため小切手は「支払証券」と呼ばれます。

もし、当座預金の残高が振り出した小切手の金額より少ない場合は、銀行(上の見本では全国ペンギン銀行動物の森支店)は小切手金額を支払えません。このような場合、その小切手を受取った人が迷惑す

るだけでなく、振出人にも信用にかかわる重大な問題が生じます*。

*このことについては「手形・小切手の不渡」(P31～P32)を参照してください。



磁気インク文字 (MICR文字)

小切手や約束手形の下部には、手形交換所(P28参照)などでコンピュータ処理をするために、番号が磁気インクによって印字されています。上の見本の例でいうと

- 01 ……小切手や手形などの種類を区別する番号
- 1301 ……手形交換所の番号(この場合は「東京手形交換所」の番号)
- 0007 ……金融機関の番号(金融機関コード)
- 003 ……支店の番号
- 249262…振出人の口座番号
- 93377 …小切手や手形の整理番号

となります。この小切手の所持人が、取立のために自分の取引銀行に持ち込むと、取立依頼を受けた銀行が、末尾に小切手金額を磁気インクで印字します。

なお、P12の見本からもわかるように、為替手形には磁気インク文字が印字されていませんが、それは次のような理由があるからです。

小切手・約束手形に印字されている「0007」は、この金融機関が、振出人の取引金融機関であることを示しています。つまり、用紙を交付する金融機関であると同時に支払をする金融機関なのです。一方、為替手形の場合、用紙を交付する金融機関は振出人と取引のある金融機関であり、支払をするのは引受人と取引のある金融機関です(P17～P18参照)。このため、用紙を交付する金融機関としては、事前に自分の番号(金融機関コード)を印字することができないのです。

【手形・小切手の基礎知識 ④】

約束手形の基本を知ろう



約束手形の見本

右ページの約束手形は、キツツキ(振出人 **D**) がゴリラ(受取人 **A**) またはゴリラが指図した人* に対して「約3か月後の平成24年7月20日(支払期日 **E**) に、全国ペンギン銀行小鳥支店で、この手形と引替えに1,000万円(金額 **B**) を支払います」と約束したものです。約束手形の場合、振出人は「支払を約束する者」になります。

ゴリラが支払期日にこの約束手形の支払を受ける方法は小切手の場合と同じで、実際には、全国ペンギン銀行小鳥支店に持って行くのではなく、自分の取引銀行に取立を依頼します(P27参照)。

*「ゴリラが指図した人」とは、この手形を譲り受けた人のことです。詳しくは「手形・小切手の譲渡」(P25～P26)を参照してください。

約束手形と支払期日

約束手形は振り出す時点では当座預金口座にお金がなくともかまいません(P7参照)。逆にいえば、手形の所持人は、支払期日になるまでは支払を受けることができないのです。

右ページの見本を見てください。振出日(**C**)と支払期日(**E**)に約3か月のズレがありますが、これは「3か月たったら間違いなく1,000万円をお支払いします」ということで、このように約束手形の支払期日は、大変重要な意味を持っています。

No.	約束手形	No. AA135789
A	ゴリラ木材株式会社 殿	E 支払期日 平成24年 7月 20日
B	金額 ¥10,000,000	支払地 東京都 小島市
上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形を引替えにお支払いいたします		支払場所 全国ペンギン銀行 小島支店
C	平成 24年 4月 12日	
振出地	東京都小島市小島10の10	
住所	株式会社キツツキ工務店	
D 振出人	代表取締役 きつつ木一夫	
⑈02130⑆0007⑆05347685⑆35789		

※小切手と同じように、切取線の左は振出人の控えになっていますが、この見本では省略しています。また、金額欄の記入は漢数字で行ってもかまいません。

約束手形を使うには

約束手形を使うためには、小切手と同じように、まず銀行と当座勘定取引契約を結んで、銀行に当座預金口座を開設し、約束手形用紙を交付してもらう必要があります(P21参照)。

約束手形は、その時点ではお金がなくても振り出せませんから、受取る人にとっては、約束の支払期日に本当にお金を支払ってもらえるか不安です。このた

め、受取る人が振出人を信用していないと、約束手形による取引は成り立ちません。こうしたことから、約束手形は「信用証券」と呼ばれています。

なお、支払期日に当座預金残高が不足していた場合に生じる問題は、小切手と同じです*。

*このことについては「手形・小切手の不渡」(P31～P32)を参照してください。

約束手形の大きな役割

約束手形は、「今は手元にお金がないけれど、将来確実にお金が入る予定がある」というときなどに使われます。

すでに何回か出てきましたが、このことを、キツツキがリスの家を建てる例で説明しましょう。家を建てるためには木材が必要ですから、キツツキはゴリラから木材を買います。ところが、家が完成してからでないと、キツツキはリスから建設代金を受取れません。木材を購入する時点では、キツツキには代金を支払うだけの資金がないのです。そこで、キツツキは家の完成日後を支払期日とする約束手形を振り出して、ゴリラから木材を買うわけです。

このように、約束手形を使うことで、現金取引では不可能な商業活動・産業活動が可能になります。つまり、約束手形は信用取引の大きな柱として、経済活動を円滑に、そして活発にする役割を果たしているのです*。

*手形の譲渡(P25～P26参照)の機能も、この役割を担っています。



手形の由来

手形は12世紀頃、イタリアの商業都市で誕生したといわれています。当時この地域では貿易が盛んに行われていて、貿易代金の受取りや支払いで、異なるお金(通貨)の交換が必要でした。そこで登場したのが銀行の祖先ともいえる両替商です。

モノを輸入したA国の商人が、貿易相手のB国の商人に代金を支払う場合、A国の両替商に自国通貨で払込んで書面の交付を受け、その書面をB国の商人に送ります。書面を受取ったB国の商人は、それをB国の両替商に見せて自国通貨で支払ってもらう仕組みが考案されたのです。この書面が約束手形の原型です。

しかし、それだけでは、なぜB国の両替商が支払わなければならないか不十分です。そのため、この書面の他に、A国の両替商はB国の両替商に対して、その書面を持ってきた者に支払ってほしい旨の依頼状を作成して、これをA国の商人に渡し、A国の商人はそれをB国の商人に送りました。この依頼状が為替手形の起源です。A国の両替商が振出人、B国の両替商が引受人というわけです。なお、為替という言葉は通貨を「交換する」という意味のカフシが訛ったものです。それは以上の説明から理解いただけるでしょう。

【手形・小切手の基礎知識 ⑤】

かわせ

為替手形の基本を知ろう



為替手形の見本

右ページの見本では、ゴリラ(振出人D)が、ライオン(支払人A)にイヌ(受取人C)への500万円の支払を依頼しています。でも、ライオンとしては勝手に依頼されて、支払をしなくてはならないとしたら困ってしまいます。そこで、ゴリラは、ライオンに支払を引き受けてもらうよう、この手形をもって依頼します。それが「引受のための呈示^{ていじ}」です。そして、ライオンは依頼を引き受ける場合は手形に署名します。それがGの「引受」です。

なお、Fの「支払場所」は、振出人の取引銀行(この為替手形を交付した全国ペンギン銀行)ではなく、引受人すなわち支払人であるライオンが当座預金口座を開設している銀行(東西ペンギン銀行百獣支店)となります。

為替手形の引受人=支払人

為替手形は、小切手・約束手形と違ってずい分と複雑ですが、為替手形を理解するポイントは、右ページの見本のCの部分にあります。「株式会社ドッグ運送殿またはその指図人へこの為替手形と引替えに上記金額をお支払いください」とあります。つまり、ゴリラ(振出人D)がイヌ(受取人C)への500万円の支払を、ライオン(支払人A)に依頼しているのです。このように為替手形は本質的には小切手と同じように、支払を委託する証書なのです。そして、為替手形には、支払場所である銀行を除くと、振出人Dと受取人C、そして支払人=引受人(A=G)の3者が登場するのです。

No. 14 為替手形 No. CB258091	
支払人(引受人名) A ライオン商会 殿	
B 金額 ¥5,000,000	E 支払期日 平成 24年 7月 20日
C (受取人) 株式会社ドッグ運送 殿またはその指図人へこの為替手形と引替えに上記金額をお支払いください	F 支払地 東京都百獣市 支払場所 東西ペンギン銀行百獣支店
平成 24年 4月 12日 拒絶証書不要	引受 平成 24年 4月 12日
D 振出地 住所 東京都ジャングル市バナナ園3の3 振出人 ゴリラ木材株式会社 代表取締役 ゴリ森文太	東京都百獣市千尋の谷1の1 ライオン商会 代表取締役 獅子丸たけし
用紙交付 全国ペンギン銀行	

※小切手と同じように、切取線の左は振出人の控えになっていますが、この見本では省略しています。また、金額欄の記入は漢数字で行ってもかまいません。

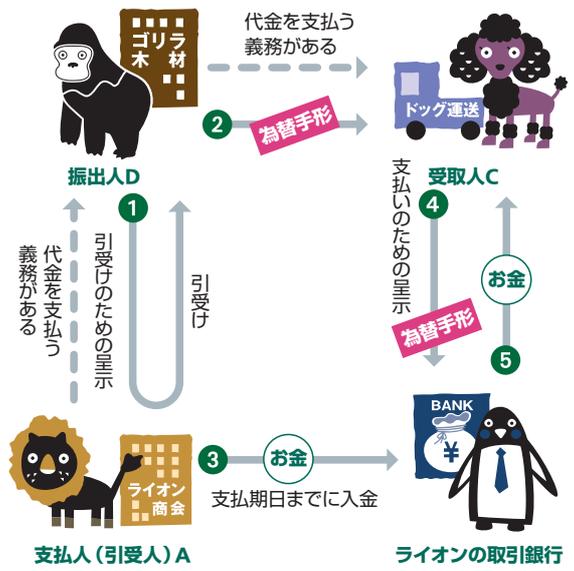
為替手形の使われ方

そもそもライオンは、なぜゴリラからの支払依頼を引き受けたのでしょうか？ 考えられるのは、ゴリラがイヌに500万円を支払わねばならず、その一方で、ライオンはゴリラに500万円を支払わなければならないケースです。小切手や約束手形を使って支払う場合は、ゴリラからイヌへ、ライオンからゴリラへと2回の手間がかかりますが、為替手形を使えば、いっぺんに3者間の支払いは済んでしまいます。

でも、こうしたケースはあまり多くはありません。実は国内で為替手形が使われるのは、お金の取立の場合が多いのです。

- ゴリラはイヌへの500万円の債務と、ライオンに対する500万円の債権を持っています。
- ゴリラは為替手形を振出し、ライオンに引き受けてもらいます(①)。
- その為替手形をイヌに渡し(②)、イヌがライオンの取引銀行から支払いを受けることで(③④)、いっぺんに3者間の支払いが済んでしまいます。

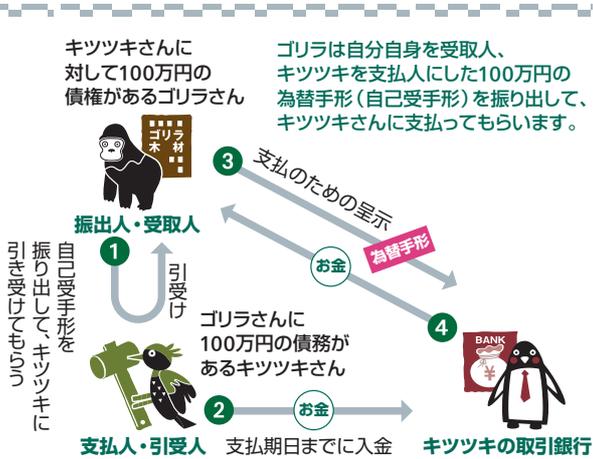
引受けのための呈示は、原理的には受取人(イヌ)が手形を受取ったあとにすることになっています。しかし、実務上は振出人(ゴリラ)が為替手形を作成し、支払人(ライオン)に支払を引き受けてもらうよう依頼します。



お金の取立に使われる為替手形

お金の取立で為替手形が使われるのは、たとえば、ゴリラがキツツキに木材を100万円ですらったケースです。約束手形や小切手では、キツツキが、振り出すというアクションを自ら起こさなければ、ゴリラとしては代金を受取れません。そこで、ゴリラは自分自身を受取人とし、支払人(引受人)をキツツキとした為替手形(これを「自己受手形」といいます)を振り出して、キツツキに支払ってもらうのです。

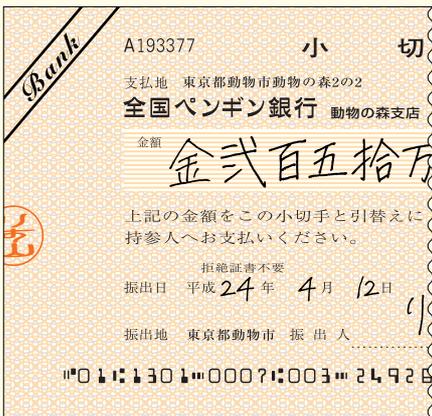
ただし、こうした為替手形の使われ方も、国内ではごく一部の業種に限られています。為替手形は現在ではもっぱら貿易取引で、輸出者が輸入者から代金を取り立てるために利用されているといえます。





いろいろな小切手

せんびき 線引小切手



小切手の
お金か誰に
支払われたのかが
わかります。

左の見本のように、小切手の表面に、平行線を引いたものが「線引小切手」で、正確には「一般線引小切手」といいます。平行線の間に「銀行渡り」「銀行」「Bank」などの文字が入るものも同じです。

この2本線が入っていない小切手の場合、それを持っている人(持参人)が支払銀行(小切手に支払地として記入されている銀行)に持って行けば、法律上は誰であっても小切手金額が支払われることになるので、小切手を拾った人や盗んだ者に不正に利用される恐れがあります。

ところが、小切手にこの2本線が入っていると、支払銀行(A)は自分の銀行と直接取引のある人、または(所持人から取立を依頼された)銀行(B)にしか小切手金額を支払ってはいけないことになっています。したがって線引小切手を受取った人が、支払銀行と取引がない場合には、預金取引(当座預金でも普通預金でもよい)をしている銀行(B)に小切手の取立を依頼します。こうすれば、その小切手は、AからB、Bから所持人に支払われるので、誰に支払われたのかがわかり、その結果、不正な行為を防ぐのに役立つというわけです。

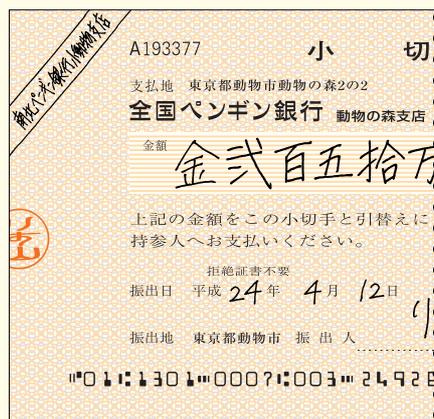
特定線引小切手

右の見本のように、平行線の中に特定の銀行名を記入したものを「特定線引小切手」といいます。特定線引小切手の場合、支払銀行は原則としてそこに書かれた銀行にしかお金の支払ができなくなりますから、支払先がさらに限定されることになります*。

つまり、小切手を受取ったら、すぐこのような平行線を引き、その中に自分の預金のある銀行名を支店名も含めて記入するのが、一番安全ということになります。実務上も、この特定線引小切手が多く用いられています。ただし、銀行名などを間違えて書いてしまうと、簡単には支払ってもらえなくなりますから、注意が必要です。

なお、線引きは振出人がすることもできますし、ふつうの小切手を受取った人が、それを線引小切手や、さらに特定線引小切手にすることも自由です。しかし、特定線引小切手を、一般線引小切手やふつうの小切手に戻すことはできません。

*右の見本の小切手の受取人が、たまたま、支払銀行である「全国ペンギン銀行動物の森支店」と預金取引をしていて、特定線引として「全国ペンギン銀行動物の森支店」と記載した場合はどうなるでしょうか。本文での説明のとおり、特定線引小切手の場合、支払銀行は、原則として、そこに記載された銀行にしか支払うことができません。他方、このケースでは、記載された銀行と支払銀行とが同じなので、「全国ペンギン銀行動物の森支店」としては、受取人に支払うのではなく、自分で自分に支払うという妙なことになってしまいます。このため、このケースでは、例外として、受取人に支払うことができることになっています。



平行線の中に書かれた
銀行にしか
お金の支払が
できなくなります。



記名式小切手



記名式小切手とは、ふつうの小切手（持参人払式小切手）の金額欄の下部に小さな字で記載された「持参人」の文字を横線で抹消して、その代わりに振出人が交付したい特定の者の名称を記載した小切手です。記名式小切手は、基本的にはその特定の者だけが取り立てることができるので、不正取得者へ支払われる可能性は非常に少なくなります。

自己宛小切手

支払銀行が振出人になっている小切手が「自己宛小切手」です。自分（銀行）が自分（銀行）に対して支払を依頼するので「自己宛」といいます。といっても、実際に自己宛小切手を利用するのは、その銀行ではなく、前もって銀行にお金を払込んで、自己宛小切手をつくってもらった人です。

自己宛小切手は基本的にはお金を渡してその場でつくってもらうので、当座預金口座を開設する必要がありません。また、自己宛小切手は銀行が振出人ですから、間違いなく支払を受けられるので*、たとえば住宅を建てるときの頭金のように、高額を支払いの際によく用いられています。このような自己宛小切手は「預金小切手」または略して「預手」ともいわれます。



送金小切手

送金をする人が銀行にお金を払込み、銀行を振出人として交付してもらうのが「送金小切手」です。依頼をした人は、その小切手を受取り、送金しようとする相手に郵送します。自己宛小切手同様、当座預金口座を開設する必要はありません。送金小切手は遠隔地に送るという性格上、支払銀行は受取人の取引銀行になります。

もっとも、現在では国内の遠く離れた場所にいる人にお金を送る場合、振込が中心になっているので、国内での送金小切手はほとんど利用されていません。